

大口町告示第60号

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月16日

大口町長 鈴木雅博

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町空家活用改修費補助金交付要綱（平成31年大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「所在し」を「所在する、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で」に、「「空き家バンク」」を「空き家バンク」に改める。

第3条中「「空き家バンク」」を「空き家バンク」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町空家活用改修費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(対象住宅)</p> <p>第2条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、大口町内に<u>所在する、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等</u>で、愛知県宅地建物取引業協会との協定により<u>空き家バンク</u>に登録された住宅又は登録を予定する住宅で、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び他法令に適正な許認可が得られるものであり、昭和56年6月以後に建てられた一戸建の住宅とする。ただし、昭和56年5月以前に建てられた住宅の場合は次のいずれかの要件を満たすものは対象住宅とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、<u>空き家バンク</u>に住宅を登録している空家又は登録を予定している空家の所有者及び購入又は賃借して居住する者（空家の所有者から当該空家の改修に関し、書面による同意を得ているものに限る。以下同じ。）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(対象住宅)</p> <p>第2条 補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、大口町内に<u>所在し、愛知県宅地建物取引業協会との協定により「空き家バンク」に登録された住宅又は登録を予定する住宅</u>で、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び他法令に適正な許認可が得られるものであり、昭和56年6月以後に建てられた一戸建の住宅とする。ただし、昭和56年5月以前に建てられた住宅の場合は次のいずれかの要件を満たすものは対象住宅とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「<u>空き家バンク</u>」に住宅を登録している空家又は登録を予定している空家の所有者及び購入又は賃借して居住する者（空家の所有者から当該空家の改修に関し、書面による同意を得ているものに限る。以下同じ。）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>